

◆◆各種印刷物などの北方領土の表記について◆◆

ポスターやチラシ、パンフレット、広報紙、ホームページ、映像などで北海道地図などを使用する場合は、次の点に注意して作成しましょう。

■北方領土の表記

日本や北海道または根室地域の地図を使用する場合は、右図のようにわが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島の北方四島を表示する。

地図以外のシンボルマークやデザインなどを作成する場合でも、北方領土の表記を反映する。

地図に着色する場合は、北方四島を他の日本地域と区分することのないよう注意する。

■北方領土に関わる面積の表示

全国、北海道および根室管内の面積を表示する際は、いずれも北方領土の総面積 5,003.1 km²を算入して表示し、必要に応じて注記する。(根室市の面積は、歯舞群島の面積 94.8 km²を算入する)

